

総合理工学部学生の博士前期課程授業科目の履修に関する要項

(平成23年2月23日制定)

[令和4年1月26日 最終改正]

(趣旨)

第1条 この要項は、学則（平成16年島大規則第2号）第31条の2の規定に基づき、島根大学総合理工学部の学生が大学院自然科学研究科博士前期課程（以下「研究科博士前期課程」という。）の授業科目を履修すること（以下「早期履修」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 早期履修は、大学院に進学を志望する学業優秀な学生に対して研究科博士前期課程の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院教育との連携を図ることを目的とする。

(履修資格)

第3条 早期履修ができる者は、次に該当する者とする。

- 一 履修時に卒業予定年次に在籍し、卒業研究又は卒業論文を履修する者
- 二 研究科博士前期課程に進学を志望し、指導教員から推薦のあった者

(申請手続)

第4条 早期履修を希望する者は、あらかじめ「特別履修許可カード」により授業担当教員の許可を得て、前期及び通年開講科目については履修しようとする年度の前期履修登録期間終了日までに、後期開講科目については後期履修登録期間終了日までに早期履修申請書（別紙様式）により、最新の成績証明書を添えて、学部長に申請するものとする。

(学部長の推薦)

第5条 学部長は、早期履修が教育上有益と認めるときは、研究科長に推薦するものとする。

(履修の許可)

第6条 研究科長は、前条の推薦に基づき審査の上、早期履修を許可するものとし、学部長を通じて本人に通知するものとする。

(履修科目の上限)

第7条 履修科目として申請することができる単位数は、10単位までとする。ただし、島根大学大学院自然科学研究科規則（平成30年島大自然科学研究科規則第1号。以下「研究科規則」という。）別表第1の各教育コース履修表に掲げる授業科目のうち、次に掲げる授業科目の単位数はこれに含めることができない。

アカデミック英語演習 I, II, 工科系英語演習, 研究と倫理, 研究力とキャリアデザイン, 学際プレゼンテーション入門, 英語による発表技術, 実践教育プロジェクト I, II, III, 海外インターンシップ, 地域再生システム特論, 植物機能開発学特論, セミナー I, II, III, IV, 特別研究 I, II, III, IV, 医理工農連携科目

(単位の授与)

第8条 単位の授与については、研究科規則第20条の規定を適用する。

(修得した単位の取扱い)

第9条 第6条の規定により履修を許可された者（以下「早期履修者」という。）が修得した単位については、早期履修者が卒業後研究科博士前期課程に入学した場合に限り、10単位の範囲内で修了要件単位に含めることができる。

2 早期履修者が修得した単位は、学部の卒業要件単位に含めることはできない。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から実施し、平成23年度入学生から適用する。

附 則（平成26年7月23日一部改正）

この要項は、平成26年7月23日から実施する。

附 則（平成27年2月24日一部改正）

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（平成30年2月28日一部改正）

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則（令和2年7月22日一部改正）

この要項は、令和2年7月22日から実施する

附 則（令和2年12月23日一部改正）

この要項は、令和3年1月1日から実施する

附 則（令和4年1月26日一部改正）

この要項は、令和4年4月1日から実施する